

## 会議室

| 営業時間・休館日 |   |
|----------|---|
| 営業時間     | 平日9:30～21:30 日・祝9:30～17:00<br>※施設予約の窓口受付は閉館1時間前まで |
| 休館日      | 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）※夏休みは営業<br>年末年始                  |

※施設メンテナンス等で臨時休館することがあります。

## ご利用料金

| 施設利用料 |                |                 |                 |                 |                 |                 |                |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 区分    | 基本料金           |                 |                 |                 |                 |                 |                |
|       | 9:30～<br>12:00 | 12:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>19:00 | 19:00～<br>21:00 | 9:30～<br>21:00 |
| 2室    | 2,800円         | 600円            | 2,200円          | 2,200円          | 2,200円          | 2,600円          | 12,600円        |
| 1室    | 1,400円         | 300円            | 1,100円          | 1,100円          | 1,100円          | 1,300円          | 6,300円         |

## 控室（小会議室）

| 営業時間・休館日 |   |
|----------|---|
| 営業時間     | 平日9:30～21:30 日・祝9:30～17:00<br>※施設予約の窓口受付は閉館1時間前まで |
| 休館日      | 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）※夏休みは営業<br>年末年始                  |

※施設メンテナンス等で臨時休館することがあります。

## ご利用料金

| 施設利用料 |                |                 |                 |                 |                 |                 |                |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 区分    | 基本料金           |                 |                 |                 |                 |                 |                |
|       | 9:30～<br>12:00 | 12:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>19:00 | 19:00～<br>21:00 | 9:30～<br>21:00 |
| 1室    | 700円           | 200円            | 500円            | 500円            | 500円            | 600円            | 3,000円         |

※上記利用料金表 12:00～13:00は単独では利用できません。詳細は事務所にお問合せ下さい。

- この表は、施設を専用して利用する場合において適用する。
- 日・祝とは日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 中学生以下の団体、65歳以上の団体又は心身障がい者児（身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ）の団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の2分の1に相当する額とする。但し、その団体が市内に住所を有しない場合は除く。
- 市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- アマチュアが利用する場合で、利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という）を徴収するときの利用金額は、この表の金額の5倍に相当する額とする。
- アマチュア以外が利用する場合で利用者が入場料を徴収するとき、又は営利を目的とするときの利用料金は、この表の金額の10倍に相当する額とする。
- 延長利用の金額は、当該日における当該施設の利用料金表をもとに、次の基準に従って算定した額とする。  
但し、その額に100円未満の端数が生じたときは、切り上げとする。

- (1)12時～13時は13時～15時の利用料金の1/4相当額
- (2)特別の許可を得て利用する日・祝の17時以降は土曜日の当該時間帯の利用料金と同額
- (3)特別の許可を得て利用するその他の時間帯は30分につき19時から21時の利用料金の1/4相当額